

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に関する確認書 に基づく協議書

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「安全協定」という。）の確認書9の(4)に基づき、次のとおり定める。

原子炉施設の劣化を管理するための計画の制定又は改廃の内容については、安全協定第10条第1項第5号に規定する「その他甲及び乙が必要と認める事項」に該当する。

この協議の成立を証するため、本協議書3通を作成し、甲、乙及び丙が各自記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年10月28日

甲 愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

乙 伊 方 町
町 長 高 門 清 彦

丙 四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 宮 本 喜 弘